

## 八王子市工事成績評定取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、八王子市が発注する工事の成績評定(以下「評定」という。)に関する必要な事項を定めることにより、公正かつ適切な評定を実施し、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

### (対象工事)

第2条 評定は、1件の予定価格が、130万円を超える工事(検査に不合格になった工事を除く。)について行うものとする。ただし、次に掲げる工事にあつては、評定を省略することができる。

- (1) 水路等のしゅんせつ(土さらい、清掃等)や、残土処分などの工事
- (2) 公園園名板、標識設置等の工事
- (3) 交通関係(区画線設置、交通標識設置、ガードレール設置等)の工事
- (4) 土のう積み、側溝蓋掛け等の工事
- (5) 試掘、解体(金額要件による)、機械の設置及び撤去、交換、補修等の工事
- (6) 災害等に伴う緊急の工事
- (7) 特定業者が施工(運動施設等整備、防護柵等の設置等)の工事
- (8) 検査課長が必要と認めるもの。

### (評定者)

第3条 評定は、次の者が行うものとする。

- (1) 当該工事の監督員(総括監督員、主任監督員、担当監督員)
- (2) 当該工事の検査を行った検査員

### (評定の時期)

第4条 評定の時期は、しゅん工検査終了後速やかに行わなければならない。

### (評定の方法)

第5条 評定の方法は、工事ごとに各評定者が、工事成績評定表(別記第1号様式。以下「評定表」という。)の各評定項目について評定を行うものとする。ただし、手直し後の評定は行わない。

#### 2 監督員が行う評定等

主任監督員及び担当監督員の評定は、評定表及び工事成績評定項目別評定表(別記第2号様式から第5号様式)により行い、その結果を総括監督員に報告する。

#### 3 総括監督員は、前項により主任監督員及び担当監督員の行った評定の結果を総合的に

判断し、評定表の各評定項目（「法令・契約等の遵守」の項目を除く。）について評定を行う。

- 4 総括監督員は、評定表の評定項目中「法令・契約等の遵守」について、工事成績評定項目別評定表（別記第6号様式）により評定を行う。
- 5 総括監督員である工事担当課長（以下「課長」という。）は、工事成績評定報告書に当該工事の係る意見を付し、評定表とともに検査課長に報告する。
- 6 検査員が行う評定等  
検査員は、検査が終了したときは、検査成績評定表（別記第7号様式）及び検査成績項目別評定表（別記第8号様式）により当該工事の評定を行い、その結果を評定表により検査課長に報告する。
- 7 検査課長は、報告を受けた監督員及び検査員の評定結果を評定表に取りまとめる。

（評定内容の確認）

第6条 検査課長は、報告を受けた監督員及び検査員の評定結果に関する内容等について、必要がある場合は、評定者から説明を求めることができる。

（評定結果の処理）

第7条 検査課長は、評定結果を契約課長に報告し、工事成績評定結果通知書により課長に、また、工事成績評定通知書（別記第9号様式）により受注者に通知する。

（説明責務）

第8条 検査課長は前条の通知を受けた者から評定の内容について説明を求められた時は、速やかにこれに応じなければならない。

- 2 課長及び契約課長は、前項の説明について検査課長に協力しなければならない。

（優良工事の公表）

第9条 検査課長は、工事成績総評定点80点以上の工事については、これを公表する。

- 2 前項の実施についての細目は、別に定める。

（評定点の評価）

第10条 工事成績評定点の評価基準については別に定める。

（データベースの管理）

第11条 検査課長は工事成績評定の結果をデータベース化し、その管理に努めなければならない。

( 評定の検証 )

第 1 2 条 検査課長は年度毎の工事成績評定を取りまとめ、その結果を検証しなければならない。

( 評定の活用 )

第 1 3 条 契約課長は、検査課長から評定結果の報告を受け、別に定める基準に基づき、受注者の適正な選定に努めなければならない。

( 中間技術検査の評定 )

第 1 4 条 八王子市中間技術検査実施要領第 2 条に定める中間技術検査を行ったときは、監督員及び検査員は速やかに工事成績評定を行うものとする。

2 中間技術検査の評定は、第 5 条第 1 項から第 6 項まで及び第 6 条により行い、検査課長は、しゅん工検査完了まで評定表を保管する。

3 検査課長は、しゅん工検査完了後、中間技術検査及びしゅん工検査の評定点を集計し、工事成績評定集計表(別記第 10 号様式)に取りまとめる。

( 評定の修正 )

第 1 5 条 監督員又は検査員は、評定を修正すべき新たな事案が認められたときは、当該工事成績評定を修正することができる。ただし、修正ができる期間は、しゅん工日より 2 年間とする。

2 前項により工事成績評定を修正する場合は、第 5 条から第 7 条までの規定を準用する。

付 則

この要領は、平成 7 年 9 月 1 日以降の評定から適用する。

付 則

この要領は、平成 11 年 10 月 1 日以降の評定から適用する。

付 則

この要領は、平成 15 年 4 月 1 日以降に契約を締結する工事に適用する。

付 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日以降の評定から適用する。

付 則

この要領は、平成 20 年 7 月 1 日から適用する。

付 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日以降の評定から適用する。

付 則

この要領は、平成 25 年 8 月 26 日以降の評定から適用する。

付 則

この要領は、平成 28 年 10 月 1 日から適用する。

付 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。